

# 地域主権戦略会議提出資料

- 「地域主権改革の実現に向けた重要事項」……………P1
- 「出先機関原則廃止を実現するために」……………P2
- 「各府省『自己仕分け』結果について」……………P3
- 「ひも付き補助金の一括交付金化に向けて」……………P5

平成22年10月7日

地域主権戦略会議 議員  
埼玉県知事 上田清司

# 地域主権改革の実現に向けた重要事項

## 当面の課題

1. 地域主権改革関連3法案の成立
2. 現下の経済情勢に対応した補正予算の編成
  - ・ 厳しい雇用、地域経済の状況に最大限の配慮

## 年内を目途とした課題

1. 地域主権戦略大綱に掲げた主要項目の実現
  - 国の出先機関の原則廃止（→p.2～4参照）
  - ひも付き補助金の一括交付金化（→p.5参照）
  - 義務付け・枠付けの見直し
    - ・ 見直し未実施のもの、勧告どおりの見直しでないものについて、今後の具体的な見直しの工程を明らかにし、早急に取り組むこと。
2. 地方税財源の強化
  - 地方交付税の充実
    - ・ 法定率の引上げを含め地方財政の安定的な運営を確保すべき
  - 消費税の引上げを含めた税制の抜本改革の議論
    - ・ 国・地方を通じて今後の社会保障関係経費が増大。  
特に、最前線で国民の安心（地域福祉・医療）を担っている地方自治体の役割に十分留意。
  - 子ども手当の負担問題（全額国庫）

## 自己仕分け結果は地域主権戦略大綱の基本方針とかけ離れている

- ・地域主権戦略大綱は「『原則廃止』の姿勢の下、ゼロベースで見直す」と明記。
- ・しかし、自己仕分けで「地方移譲」とされた事務は、条件付きも含め1割程度に過ぎない。これでは前政権下における地方分権改革推進委員会勧告の域にとどまるか、ものによっては後退。
- ・5月の公開討議の議論や地方意見も反映されておらず、各府省の立ち位置が「原則廃止」となっていない。

## 「原則廃止」の基本方針に立ち返り、政治主導で実現すべき

- ・そもそも「出先機関の原則廃止」は、現政権が掲げた公約。  
アクション・プランにどれだけ具体的な内容と工程を盛り込めるか、政治主導の真価が問われる正念場。
- ・公開討議などで既に議論は出尽くしている。  
今後、同じ方式（府省からのヒアリングや公開討議）を繰り返しても、結局は並行線。
- ・移管事務を1割から2、3割に高める議論ではなく、重点となる分野について政治決断が必要。  
（地域主権戦略会議で方針を決定し、各府省に提示）

## ハローワークをはじめ、出先機関の「廃止」につながる改革を実施すべき

- ・出先機関のごく一部の事務を切り分けて地方に移譲しても意味がない。
- ・事務を丸ごと移管し、出先機関の廃止につなげることが重要。こうした重点項目を政治の力で決めるべき。
- ・地方が強く移管を求めるハローワーク（都道府県労働局）は県単位の設置であり、丸ごと移管が可能。  
直轄国道・直轄河川も、受け皿となる広域連合設置の動きが具体化しており、先行的な移管が可能。

# 各府省「自己仕分け」結果について

## 1. ハローワークの移管(都道府県労働局)

○ 厚生労働省は地域主権改革に係る見直し案として、「国と地方の協働」や「一部事務の先行移管」を提案。

○ しかし、これらは

「国と地方の協働」 → 現状と何ら変わらないばかりか役割分担を一層不明確にし、二重行政にもつながる。原則廃止の姿勢に照らし、全て地方に委ねるべき。

「一部事務の先行移管」 → ごく一部の上乘せ事務(人材銀行など)の移管に過ぎず、大宗は国に温存。

であり、「身近な行政はできる限り地方に委ねる」地域主権改革の実現に結びつくものではない。

### (1) 厚生労働省の主張と地域主権改革の観点

#### ■ 厚生労働省の主張

求職者は県域を越えて活動。  
全国規模の一体的な職業紹介サービスが必要。

雇用情勢の悪化に対応するには、統一的な指揮命令が必要。地方移管はILO条約に違反する恐れもある。

#### ■ 地域主権改革の観点

・都道府県間連携により広域対応は可能。  
(現在の全国ネットワークを維持)

・国・地方の密接な連携で、迅速・的確な対応は可能。  
・条約批准国の中には地方移管を行っている国もある。

### (2) ハローワーク地方移管によるメリット

- 1 求職者が求めるサービスは職業紹介だけでなく、住宅、生活保護、職業訓練など多岐にわたる。総合行政である地方は、これらの総合的サービスを「ワンストップ」で「常時」提供できる。
- 2 現行のハローワークができるのは「求人情報の紹介」まで。地方は地域企業とのネットワークや職業訓練機能を生かし、雇用を生み出す産業の育成から、そのための人材の訓練・育成まで「一気通貫の雇用政策」を展開できる。
- 3 若年就労(特に未内定卒業者や早期離職者)を改善するには学校教育と就労支援の連携が必要。地方では教育現場と連携した若年就労対策を講じることが可能。
- 4 ハローワークが混雑していても、縦割り構造の中で他府省の職員(経済産業局や農政局など)を配置することはできないが、総合行政主体である地方は縦割りの壁もなく、首長の指揮の下、機動的・弾力的な人材配置が可能。

## 2. 各府省の自己仕分け結果

### (1) 府省回答は分権委員会勧告の範囲内であり、勧告より後退したものもある

- 「地方移譲」は、条件付きも含めて1割程度。(その多くは前政権の地方分権改革推進委勧告の範囲にとどまっている。)

【地方整備局】 直轄国道・直轄河川：分権委勧告に基づく個別協議が整ったものから速やかに移管。

- なかには勧告より後退している回答もある。

【地方農政局】

《勧告》

《自己仕分け》

農地転用：地方移譲

→ 優良農地確保は国の責務であり、国が実施すべき

農商工連携支援：国の役割を全国的先端モデルに限定

→ 食料安全保障の観点から国が実施すべき

### (2) 移管を拒む「4つの主張」に依然として固執する府省が多い

- 4つの主張は「移管できない理由」にならない。このことは、既に公開討議等で明らかにしたところ。

【全国統一性】 統一基準に基づき各県が実施すれば対応可能   【広域性】 都道府県間の連携で広域対応は可能

【国の責務】 生活保護や義務教育のように「国が責務を負う事務」であっても地方が実施している例はある

【専門性】 人材移管や研修により専門性の確保は可能

- 府省は「移管できない理由」を挙げるのではなく、「どうすれば円滑に移管できるか」を考えるべき。

### (3) 国に権限を残したまま地方に「権限を付与」することは移管といえない

- 国と地方に同じ権限を与える「権限の付与」は二重行政の拡大であり、地域主権改革の理念に逆行。

【経済産業局】 消費生活用品の製造業者等への立入検査：《自己仕分け》国に権限を残したまま、地方への権限付与を検討。

【都道府県労働局】 職業紹介：《自己仕分け》雇用対策協定締結等により、国・地方が一体となって雇用政策を推進。

# ひも付き補助金の一括交付金化に向けて

## 一括交付金化は「地方の自由度向上」が目的

- 閣議決定された「地域主権戦略大綱」の趣旨を踏まえ、次の原則を貫徹すること。
  - 1 幅広い補助金を対象とし、「府省の枠を超えて」大きいブロックに括る。
  - 2 箇所付けなど「国の事前関与を徹底的に排除」する。
  - 3 「客観的指標による透明な配分」を原則とする。
- 都道府県を經由しない「空飛ぶ補助金」など地域振興に関する補助金も一括交付金化すること。
- 地方の自由度向上に向けた補助金改革が目的。国の財源捻出手段としないこと。

## 「社会資本整備総合交付金」は根本から見直して一括交付金化

- 「社会資本整備総合交付金」は地方の自由度が低く、地域主権戦略大綱が目指す「一括交付金」ではないとの認識を共有すべき。
  - 1 他府省の事業（基幹事業に「附帯」する事業に限定）、また、4つの政策分野（道路、河川、市街地整備、住宅）をまたがる流用が困難
    - 道路か学校か、河川か公園かなど何に使うのか、地域で自由に選択できる余地が極めて限定的
  - 2 道路・河川等の基幹事業は原則として国の採択要件を満たすことが必要
    - 交通事故が多発する交差点改良や通学路の歩道整備など、緊急性が高く地域に密着したきめ細かな事業には使いにくい
  - 3 国が決定する配分額の基準が不明確
    - 配分額の予見性が低く、事業計画を立てにくいばかりか、国への陳情の余地が残る

## 一括交付金のイメージは「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」(H21年度緊急経済対策)

- 「きめ細かな臨時交付金」は、客観的指標により配分され、使途が基本的に自由
  - 埼玉県では約42億円配分され、うち、約8億円を学校施設の整備や高等技術専門校の機能アップ（職業訓練の充実）に充当
- 「きめ細かな臨時交付金」は国庫負担事業は対象外であったが、その使途の拡大や配分方法を工夫すれば、地方団体が期待する「地域が自己決定できる財源」にふさわしいといえる。